

史跡平林城跡 第3次整備事業実施計画

(短期計画要約版Ⅲ)



令和2年11月13日撮影

令和3年3月

新潟県村上市教育委員会

目 次

I．計画策定の経緯と目的	1
1．計画策定の経緯	1
(1) 整備事業実施計画（短期計画要約版）策定の経緯	1
(2) 第1次整備事業実施計画と進捗状況	2
(3) 第2次整備事業実施計画と進捗状況	2
2．計画策定の目的と計画期間	8
3．委員会の設置	8
4．関連計画との関係	9
(1) 上位計画	9
(2) 史跡平林城跡に係る計画	10
(3) 関連する市の主な個別計画	10
II．既往発掘調査の成果と課題	11
1．発掘調査の経過	11
2．発掘調査の成果	12
(1) 殿屋敷	12
(2) 岩 館	14
(3) 中曲輪	15
(4) 弁天虎口・馬出し	16
3．発掘調査の課題	17
III．既往の整備状況と課題	19
1．地区設定	19
2．各地区の整備状況と課題	21
(1) A地区	21
(2) B地区	22
(3) C地区	22
(4) D地区	23
(5) E地区	23
(6) その他	24

IV. 全体計画	25
1. 整備方針	25
2. 防災計画	25
3. 雨水処理計画	25
4. 植生管理計画	26
5. 遺構整備計画	27
6. 園路整備計画	27
7. 施設整備計画	28
8. 各種調査	28
V. 短期計画	29

挿図目次

第1図	殿屋敷東土塁復元工事の標準断面図	4
第2図	「お休み処」平面図	5
第3図	誘導看板設置位置図	6
第4図	既往の整備状況図	7
第5図	関連計画との相関図	9
第6図	殿屋敷調査位置図	12
第7図	殿屋敷の区画	13
第8図	殿屋敷の主殿（1グリッド＝10m）	14
第9図	岩館調査位置図	15
第10図	中曲輪調査位置図	16
第11図	弁天虎口調査位置図	16
第12図	居館部の現況（左）と明治期地籍図（殿屋敷除く）	17
第13図	弁天虎口の推定動線	17
第14図	殿屋敷における整地層と遺構の切り合い関係	18
第15図	発掘調査で明らかになった城内道（赤線）	18
第16図	居館部整備エリア分布図	20
第17図	植生管理計画図	26
第18図	殿屋敷の遺構整備計画	27
第19図	園路計画図	28

表目次

第1表	第1次整備事業実施計画の進捗状況	2
第2表	第1次実施計画による整備事業	2
第3表	第2次整備事業実施計画の進捗状況	3
第4表	第2次実施計画による整備事業	3
第5表	史跡平林城跡整備委員会等名簿	8
第6表	既往の発掘調査一覧	11
第7表	整備事業における地区区分	21
第8表	既往整備状況	21
第9表	第3次整備事業実施計画（R3～7）	30

写真目次

写真 1	「お休み処」と駐車場	5
写真 2	「お休み処」近影	5
写真 3	「お休み処」の展示室	5
写真 4	「お休み処」の軒ひろば	5
写真 5	国道7号の誘導看板（H22設置）	6
写真 6	誘導看板（千眼寺前）	6
写真 7	管理用道路法面崩落状況（H29）	6
写真 8	ジオセル擁壁工法による法面補修（H30）	6
写真 9	殿屋敷表虎口の門礎石と橋脚	13
写真10	表虎口の門礎石	13
写真11	表虎口の敷石状遺構	13
写真12	橋脚付近最下層出土の木簡	13
写真13	石組溝全景（内部から表虎口を望む）	13
写真14	石組溝の暗渠部分（手前が南堀側）	13
写真15	石組溝の兩岸の礫と底面	13
写真16	石組溝中小型礫の小口積み	13
写真17	方形土塁の調査	13
写真18	北郭の排水溝を伴う掘立柱建物	13
写真19	殿屋敷北西斜面の端部成形痕跡	14
写真20	城戸虎口への小門	14
写真21	方形竪穴状遺構	14
写真22	東土塁北面土層堆積状況	14
写真23	東土塁南面土層堆積状況	14
写真24	岩館北虎口（矢印は小門の柱穴位置）	15
写真25	城内道（矢印は両側溝）	15
写真26	東堀土層堆積状況	16
写真27	城内道（矢印は両側溝）	16
写真28	側溝と礫を敷詰めた弁天虎口通路	17
写真29	遺構頭在化前の岩館西土塁（北西から）	23
写真30	遺構頭在化後の岩館西土塁（同左）	23
写真31	遺構頭在化前の岩館曲輪内（北東から）	23
写真32	遺構頭在化後の岩館曲輪内（同左）	23

引用文献

神林村教育委員会 1984 『史跡平林城跡保存管理計画書』

神林村 2001 『国史跡平林城跡整備基本計画書』

村上市教育委員会 2016 『平林城跡Ⅰ 史跡整備事業に伴う発掘調査報告書』 村上市埋蔵文化財発掘調査報告書第7集

村上市教育委員会 2017 『平林城跡Ⅱ 史跡整備事業に伴う発掘調査報告書』 村上市埋蔵文化財発掘調査報告書第9集

村上市教育委員会 2019 『平林城跡Ⅲ 史跡整備事業に伴う発掘調査報告書』 村上市埋蔵文化財発掘調査報告書第11集

村上市教育委員会 2020 『国指定史跡平林城跡第12次発掘調査現地説明会資料』

I. 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

(1) 整備事業実施計画（短期計画要約版）策定の経緯

平林城跡は、新潟県村上市平林字殿屋敷外に所在する。本城跡は現在の下越地方、中世阿賀北の北部に位置する小泉庄加納を領した色部氏の山城跡と居館跡からなる。慶長3年（1598）の上杉景勝の会津移封に伴い、元服前の龍松丸（光長）が出羽国（山形県南陽市）金山城に移るまで存続し、廃城となった。その後、当地に新しい城主が居住することがなく大規模な改変を受けなかったために、中世遺構が良好に遺存したまま今日に至った稀有な山城跡として、要害山麓の居館部分 61,339 m²と要害山頂を含む山城部分 535,565.3 m²の合計 596,904.3 m²が、昭和53年（1978）9月18日に国の史跡に指定された。当時の新潟県において12番目の史跡指定であった。指定時の所在は、新潟県岩船郡神林村大字葛籠山・平林である。

史跡指定後の昭和54年度（1979）から昭和58年度（1989）にかけて「史跡平林城跡保存管理委員会」を開催し、遺構の保護と活用に向けた施策の基準を定めた「平林城跡保存管理計画」を昭和59年（1984）3月に策定した。そして、同計画に基づき民有地である居館跡に対して国庫補助金の交付を受けて順次買い上げし、平成6年度（1994）に公有化事業が完了した。平成2年度（1990）には「平林城跡基本整備委員会」を設置し、史跡整備事業を開始しようとしたが、県営圃場整備事業に伴う緊急発掘調査を優先せざるを得なくなり、平成4年度（1992）に中断することとなった。

平成11年度（1999）に整備事業を再開すべく「平林城跡整備基本計画策定委員会」を設置し、遺跡の適正な保存を図りつつ、その本来的な価値を顕在化することにより人々が文化財に親しみ、地域づくりにも連動するような史跡の保存と活用を図っていくための基本的方向性を定めることを目的とし、平成13年（2001）3月に「国史跡平林城跡整備基本計画」を策定した（以下、「整備基本計画」）。また、前後して、史跡整備の方向性を具体化・決定するための資料を得るために、平成11年度（1999）から居館部分の確認調査及び地形測量調査を開始した。ところが、再度、開発に伴う緊急発掘調査の増加により、平成14年度（2002）で確認調査は中断し、整備委員会も平成16年度（2004）が最後となった。この4年間で延べ3,905 m²を調査し、概要報告書を2冊刊行したものの、この時点で本報告はなされていなかった。

このような状況の中で、平成20年（2008）4月1日に、村上市・荒川町・神林村・朝日村・山北町の広域合併により新村上市が誕生し、これを機に村上市教育委員会では、平林城跡の整備を再開することとした。本市では、この時点ですでに石垣修復を主体とした史跡村上城跡の整備事業を継続中であり、限られた予算の中でふたつの整備事業を行うこととなった。そのために、本城跡が直面している課題を整理し、より効果的な整備メニューを優先的に実施するため、平成21年（2009）4月1日に整備委員会を設置し、「整備基本計画」に則った「国史跡平林城跡第1次整備事業実施計画（短期計画要約版Ⅰ）」（以下、「第1次実施計画」）を平成23年（2011）3月に策定した。そして、本計画は、整備の進捗状況や時勢を鑑み、5年ごとの見直しを図ることとした。

(2) 第1次整備事業実施計画と進捗状況

本計画による整備事業の対象年度は、平成23年度(2011)から平成27年度(2015)である。実施目標は第1表のとおり、5計画・10項目であったが、実施できなかったものが多い。未実施の理由については既刊の『第2次整備実施計画書』(2016)に譲るが、「5. 確認調査」以外では、検討の結果、①②⑥は、次の第2次実施計画の目標には設定しなかった。また、実施済の項目でも④は計画範囲全域が完了していないために、引き続き目標項目に設定した。

第2表は、整備事業内容(実績値)と事業費を示したものである。整備は間伐による遺構顕在化(植生管理)、調査は殿屋敷を中心に実施した。間伐により、居館部の遺構顕在化が進み、有効な整備手法であることが明らかになった。

第1表 第1次整備事業実施計画の進捗状況

整備項目	進捗
1. 防災	
①(E地区)岩館神納用水陥没箇所の応急処置	未実施
②(A地区)殿屋敷北西斜面の応急処置	未実施
2. 雨水処理	
③(A地区)殿屋敷表虎口付近の暗渠排水施設の布設	実施
3. 植生管理	
④(全地区)遺構の保護と顕在化を目的とした杉伐採	実施
4. 施設整備	
⑤(地区外)駐車場・トイレの整備	未実施
⑥(地区外)道の駅における解説パネル等の設置	未実施
5. 確認調査	
⑦(B地区)弁天虎口周辺	未実施
⑧(D地区)岩館南東部	未実施
⑨(D地区)殿屋敷北東部	未実施
⑩(D地区)古門地区	未実施

第2表 第1次実施計画による整備事業

実施年度	地 区	整備項目	内 容	事業費 千円 (下段：補助額)
平成23年度 (2011)	A 殿屋敷	雨水処理	暗渠排水施設布設 (L=99m)	3,583 (1,791)
平成24年度 (2012)	C 馬出し	植生管理 (遺構顕在化)	森林測量 (A=0.39ha) 樹木伐採 (A=0.39ha)	4,483 (2,241)
平成25年度 (2013)	A 殿屋敷 C 岩館	植生管理 (遺構顕在化)	森林測量・樹木伐採 (A=1.61ha) 仮設作業道 (L=237m) 仮設歩道 (L=230m)	17,258 (8,629)
平成26年度 (2014)	E 中曲輪～ 岩館東部	植生管理 (遺構顕在化)	森林測量 (A=3.39ha) 樹木伐採 (A=2.71ha)	12,079 (6,039)
平成27年度 (2015)	B 弁天虎口 等	植生管理 (遺構顕在化)	樹木伐採 (A=0.30ha)	3,472 (1,736)

(3) 第2次整備事業実施計画と進捗状況

本計画は、第1次実施計画における整備の現状と課題を整理した上で策定したもので、事業の対象年度は、平成28年度(2016)から令和2年度(2020)である。実施目標には第3表に示した5計画・11項目を設定したが、事業費(国庫補助金)の縮減により、①④⑦の3項目に着手することができなかった。ちなみに、A地区の①殿屋敷表虎口における石組溝等の整備箇所は、本曲輪唯一の搬入口に当たるため、曲輪内における③東土塁の復元や④低土塁の修復が完了した後の着工となる。なお、①は本計画では露出展示としたが、遺構保護の面から再検討すべきであること、殿屋敷全体の排水計画が未検討であること、そして、表虎口の復元方法も未確定であるなど課題が多く残る。また、④は現状に新たな盛土を行うこととしているが、現状の草木処理と補修盛土の安定化などの解決すべき課題が多

かった。第3次実施計画では、以上を整理した上で整備項目を検討する必要がある。

実施した計画は植生管理、遺構整備、施設整備、防災の4計画である。植生管理は第1次実施計画で整備の有効性が示されたが、同時に、日当たりが良くなったことによる雑草の繁茂、強風による倒木、樹木伐採工事による切り株の残置や枝葉を処分したチップの置き場等の課題が明らかになった。雑草については除草作業によって管理すべきであるが、その手法として管理団体である本市の委託事業のほか、保存会など市民と連携した管理も実施している。倒木については現状では有効な手段は見出せない。枝葉を落とすなどの方法もあるが、対象木の数量や面積を考えれば現実的な対応とは言えない。なお、倒木した場合の遺構の毀損を最小限にとどめるために、遺構上の立木は全伐している。切り株は、薬剤による除根は効果がなかったことに加え、他に切り株が残置される史跡である山城の事例も多いために、本城跡では当面、現状のままとする。ただし、切り株の高さを減じるなど、可能な限り目立たなくする方策を検討する必要がある。枝葉の破碎は現地で実施しているためチップは史跡内に敷き均している。地表面を保護するという利点がある一方、細かな地形の凹凸が隠れてしまうという欠点もある。

第3表 第2次整備事業実施計画の進捗状況

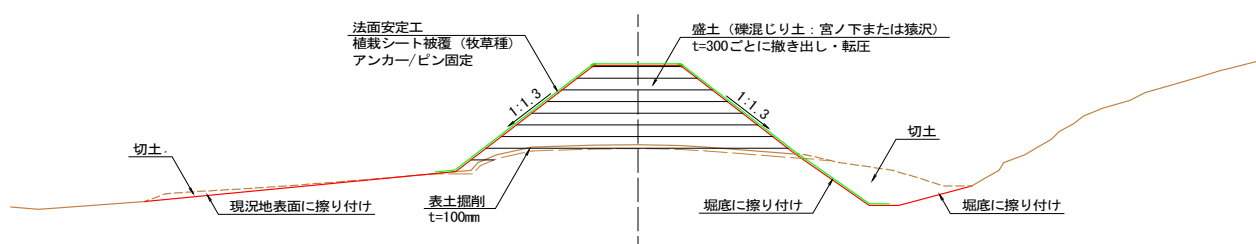
整備項目	進捗
1. 雨水処理（遺構整備）	
①（A地区）殿屋敷表虎口確認の石組溝等の整備	未実施
2. 植生管理	
②（B地区）殿屋敷北～弁天虎口～岩館北の間伐	実施
3. 遺構整備	
③（A地区）殿屋敷東土塁の復元	実施
④（A地区）殿屋敷の低土塁（土居）の修復	未実施
4. 施設整備	
⑤（地区外）情報発信施設を併設したトイレの整備	実施
⑥（地区外）駐車場の整備	実施
⑦看板・サインの設置	未実施
5. 確認調査	
⑧（A地区）殿屋敷	実施
⑨（B地区）弁天虎口	実施
⑩発掘調査報告書『平林城跡Ⅱ』の刊行	実施
⑪発掘調査報告書『平林城跡Ⅲ』の刊行	実施

第4表 第2次実施計画による整備事業

実施年度	地 区	整備項目	内 容	事業費 千円 (下段：補助額)
平成28年度 (2016)	A 殿屋敷 B 同北西斜面	植生管理 (遺構顕在化)	樹木伐採工事 (A=0.40ha)	8,736 (4,368)
〃	地区外	施設整備 (便益施設)	トイレ建築工事実施設計 (建築面積82.62㎡)	1,988 (0)
〃	地区外	施設整備 (便益施設)	駐車場造成工事実施設計 (A=740㎡)	1,707 (0)
平成29年度 (2017)	地区外	施設整備 (便益施設)	トイレ建築本体・機械設備・電気設備工事	37,108 (16,554)
〃	B 岩館北斜面	防災 (災害復旧)	管理用道路路面応急修繕工事 (L=4.0m)	540 (0)
平成30年度 (2018)	B 岩館北斜面	防災 (災害復旧)	管理用道路路面補修工事 (L=30.0m) 〔ジオセル擁壁工事 (A=98.0㎡)〕	8,764 (4,382)
〃	地区外	施設整備 (便益施設)	駐車場造成工事 (V=282.0㎡) AS舗装工事 (A=740㎡)	8,068 (0)
平成31年度 (2019)	E 岩館	植生管理 (遺構顕在化)	樹木伐採工事 (A=1.20ha)	13,617 (6,808)
令和2年度 (2020)	A 殿屋敷	遺構整備 (土塁復元)	殿屋敷東土塁復元工事実施設計	2,948 (1,474)
〃	〃	遺構整備 (土塁復元)	殿屋敷東土塁復元工事 (復元長L=18m、土塁盛 土V=220㎡、土塁削平土除去V=40㎡)	6,841 (3,420)
〃	〃	施設整備 (看板設置)	誘導看板設置 (N=3基)	78 (0)

遺構整備では、大正期に当時の地権者により長さ 40m にわたり削平された A 地区殿屋敷東土塁の復元を行った（未完）。復元に先立ち平成 29 年度（2017）に確認調査を行い、昭和 49 年度（1974）の調査との土層対比、及び、土塁の成形方法の確認を行った。復元工事ではオリジナルの土塁盛土と区別するために、実際の土砂とは異なり、かつ、強度を保つために礫混じり土で盛土し、重機と人力で 30cm ごとに撒き出し、転圧を行う。大正期の土塁削平時に発生した土砂が曲輪側と山城の境となる東堀を覆ってため、曲輪側・東堀ともに削平土を除去し、削平前の地表面（現況）を露出させる。法面勾配は残存部の計測値から 1 : 1.3 とし、盛土の安全勾配よりも急であるため植栽シートによる被覆を行い、牧草種による法面安定を図る。なお、牧草種については、ゆっくりと周辺植栽の移入が進むと考えられ、数年内には置き換わりが完了すると想定される（第 1 図）。同工事は未完のため、次年度も引き続き実施する。

標準断面図（02横断面を適用）



第 1 図 殿屋敷東土塁復元工事の標準断面図

施設整備では、史跡指定地外の市有地に展示スペースを併設したトイレと駐車場を整備した（写真 1）。

トイレの整備については、数年来に渡り保存会から要望されていた懸案事項であり、「整備基本計画」にも当該地にガイダンス施設・トイレ・駐車場の整備を計画していたが、財政的に大規模な施設の建設は難しい状況であった。規模を縮小しながらも史跡の理解につながる施設の設置を検討していた中、担当者が平成 26 年度（2014）に富山県砺波市で開催された全史協北信越地区協議会総会に参加した折、史跡増山城跡を視察する機会を得た。その際、砺波市教育委員会の担当者から史跡に隣接する駐車場に建設した観光交流施設について説明を受けた。本施設はパネル展示のある休憩スペースとトイレを組み合わせた施設（名称は「増山陣屋」）で、この事例が平林城跡におけるトイレ建設のモデルになると考えた。そして、増山城跡を参考に建設計画を立案し、その後の整備委員会の承認を経て、平成 29 年度（2017）に国庫補助金の交付を受け、展示室を併設する便益施設を建設した（写真 2）。

規模は 82.62 m²（約 25 坪）の木造平屋建てで、間取りはトイレ及びホール 10 坪、展示室 8 坪、物置 2 坪、軒ひろば 5 坪である（第 2 図）。展示室には「市内の中世城館分布図」、「城主色部氏について」、「発掘調査成果」などのパネルによる壁面展示のほか、大型のコルクボードを設置し、史跡・市文化財関連イベント、地域イベントなどの周知に活用している。また、ベンチを設置し、要害山登山者も食事を取りながらゆっくりと城跡の内容を学習してもらえる環境を整えている（写真 3）。本施設の出入り口部の外には幅 1 間ほどの屋根を張り出した軒ひろばを設け、ベンチを設置し来訪者の雨宿りや日よけ、また、現地説明会などの屋外イベントにも活用できるスペースとした（写真 4）。施設建設に用いた木材と休憩用ベンチは、すべて本市山北産のスギとヒノキを使用しており、木の温もりを感じられる親しみのある施設づくりと景観の配慮に努めた。なお、建設用地には電気と水道がなかったために、施設建設にあたっては市単独費で引き込み工事を行い、史跡付近では景観に考慮し電線の地中化工事を行った。

平成 30 年（2018）秋に開催された保存会主催の竣工式典には地域のみなさんが大勢集まり、施設に対する地元の

期待感が行政担当者にも直接伝わってきた。本施設は親しみを込めて、「平林城跡お休処」と命名された。施錠・解錠・清掃などの日ごろの管理は保存会に委託し、常に清潔に保たれており、また、人里から離れているにも関わらず、これまで破損やいたずら書き等の事故は一件も発生していない。

以上のように、平林城跡お休処は、要害山登山者、城跡見学者、保存会、そして、村上市民にとって大切な施設であるとともに、本城跡の保存・活用における中心的な施設となっている。



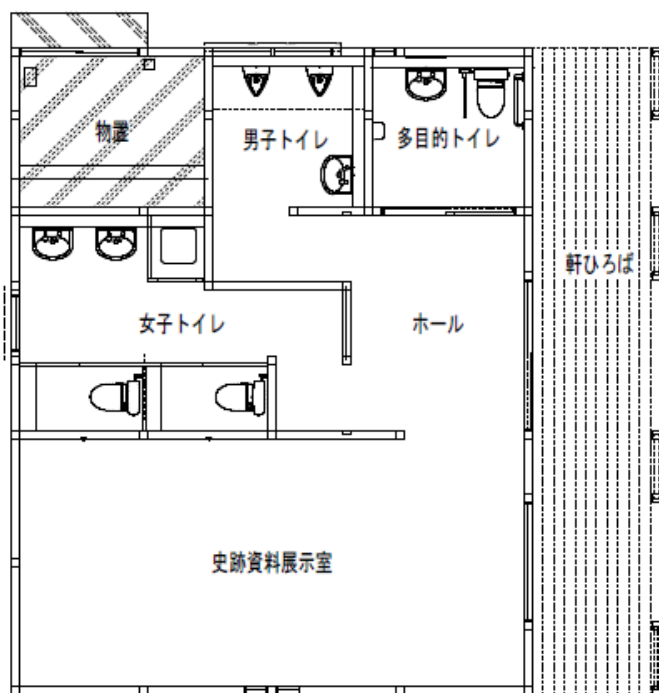
写真1 「お休処」と駐車場



写真2 「お休処」近影



写真3 「お休処」の展示室



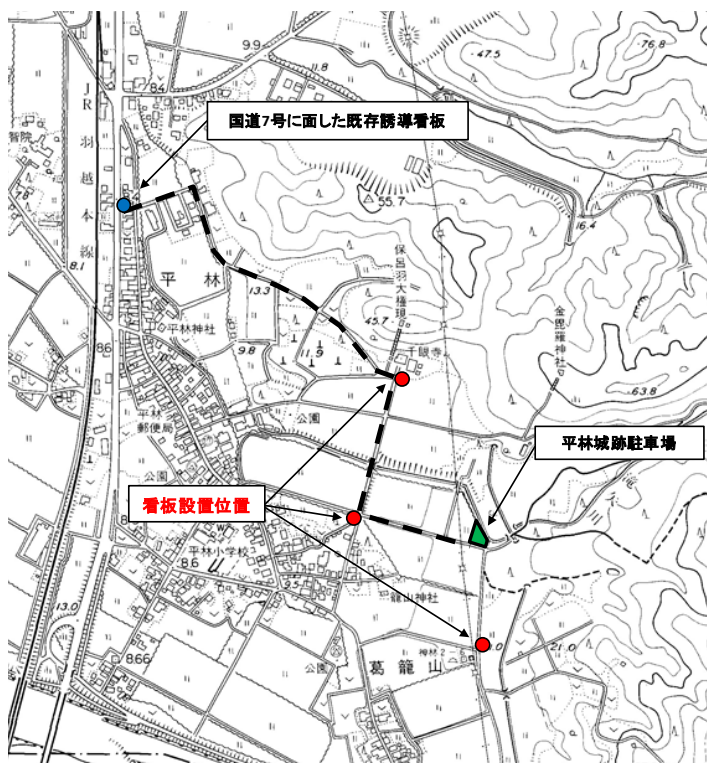
第2図 「お休処」平面図



写真4 「お休処」の軒ひろば

ほかにも、史跡内の順路表示や遺構説明板など⑦看板・サインの設置はできなかったが、幹線道路からの誘導看板を設置した（第3図・写真6）。これまで国道7号に平成22年度（2010）に設置した史跡入口表示（写真5）はあったものの、そこから本城跡までの区間に案内表示はなかった。そのために、一部市外からの来訪者には不便をかけていたが、本看板の設置により、初めての来訪者でも迷うことなく本城跡に訪れることができるようになった。

防災については、第2次実施計画面登載事業ではなかったが、平成25年度（2013）に盛土で道幅を拡張した管理用道路の法面が経年変化で徐々にずれはじめ、最終的に同29年（2017）7月の大雨で崩落した箇所（写真7）の修繕工事を行った。崩落後すぐに大型土嚢で仮養生し、翌年度ジオセル擁壁工法により法面補修を行った。竣工直後（写真8）はジオセルの色調がやや景観にそぐわなかったが、現在では植生も進み、景観と一体化している。



第3図 誘導看板設置位置図



写真5 国道7号の誘導看板（H22 設置）



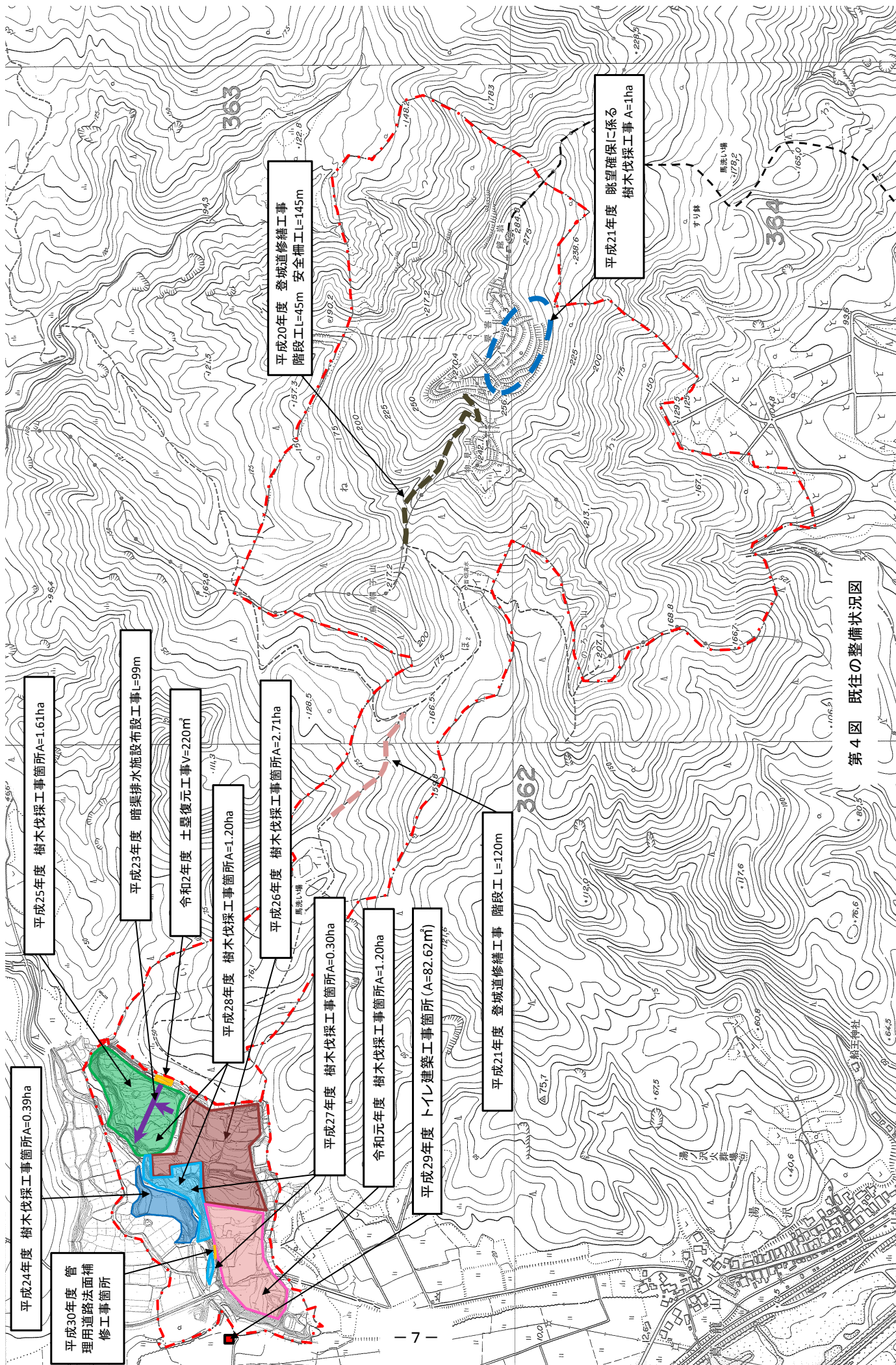
写真6 誘導看板（千眼寺前）



写真7 管理用道路法面崩落状況（H29）



写真8 ジオセル擁壁工法による法面補修（H30）



第4図 既往の整備状況図

2. 計画策定の目的と計画期間

先に述べたとおり、本計画は平成13年（2001）3月に策定した「整備基本計画」に則り、より効果的な整備メニューを優先的に実施するための計画で、整備の進捗状況や時勢を鑑み5年ごとの見直しを図るものである。「第3次実施計画」は、第Ⅲ章で述べる既存整備の現状と課題を受け策定するもので、対象期間は令和3年度（2021）から7年度（2025）までの5ヵ年である。

3. 委員会の設置

第3次実施計画の策定にあたり、「村上市史跡平林城跡整備委員会条例」に基づき、史跡平林城跡整備委員会で調査審議した。委員会は学識経験者4名、地元関係者2名、行政関係者1名の計7名で構成し、文化庁と県教育庁からオブザーバーを迎えた。

第5表 史跡平林城跡整備委員会等名簿

	氏 名	区 分	専 門	所 属
委員長	矢田 俊文	学識経験者	歴 史	新潟大学名誉教授
副委員長	田島 光男	学識経験者	歴 史	元神奈川県立公文書館副主管
委 員	伊藤 正義	学識経験者	史 跡	元文化庁記念物課主任文化財調査官
委 員	浅野 晴樹	学識経験者	考 古	元埼玉県立嵐山史跡の博物館館長
委 員	増田 純作	地元関係者	地 元	国指定史跡平林城跡保存会会長
委 員	武者 秀雄	地元関係者	地 元	村上市文化財保護審議会委員
委 員	忠 聡	行政関係者	行 政	村上市副市長
オブザーバー	岩井 浩介			文化庁文化資源活用課文化財調査官（整備部門）
	土橋 由理子			新潟県教育庁文化行政課埋蔵文化財係専門調査員
事務局	遠藤 友春			村上市教育委員会教育長
	板垣 敏幸			生涯学習課課長
	吉井 雅勇			文化行政推進室室長
	塩原 知人			副参事
	木村 武志			主査
	大野 淳史			主査
	米山 芽衣			主任

村上市史跡平林城跡整備委員会条例

令和2年4月1日
条例第2号

(設置)

第1条 史跡平林城跡の適切な保存及び整備並びに有効な活用に関し必要な事項を調査審議するため、史跡平林城跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 史跡平林城跡保存活用計画及び史跡平林城跡整備基本計画（以下「計画」という。）に基づく保存事業及び整備事業並びに活用事業の実施に関すること。

(2) 計画に関すること。

(3) その他計画に基づく事業の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、その所掌事項に関し専門的な審議をするため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、調査又は審議が必要であると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

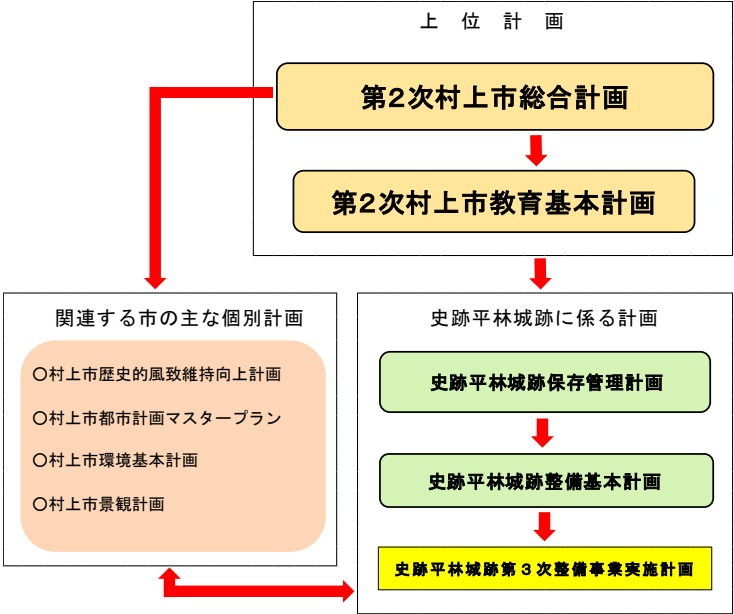
4. 関連計画との関係

史跡の整備を実施する上で、本市における上位計画およびその他の計画との整合性は次のとおりである。

(1) 上位計画

A. 第2次村上市総合計画【平成28年度（2016）策定】

本市の目指すべき姿とそのためのまちづくりの方針について、市民と目標を共有し、計画的に行動するための中期的計画で、市制運営における総合的な基本方針として本市の最上位計画に位置付けられる。この中で、基本目標5「伝統と文化を育む、すこやかな郷育のまちづくり」の実現に向けた政策5ー3「文化財の保存活用と芸術・文化の振興」の主要施策のひとつに「史跡整備と活用」がある。そして、その具体的な指標として平林城跡では、遺構顕在化（樹木間伐）面積があげられている。



第5図 関連計画との相関図

B. 第2次村上市教育基本計画〔平成28年度（2016）策定〕

郷土愛を心のよりどころとした心根を育む教育を「郷育（さといく）」と名付け、「郷育のまち・村上～郷に育ち・郷を育て・郷が育てる～」という基本理念の実現に向けた基本方針のひとつに「文化活動、文化財の保存・活用の推進」をあげている。そして、具体的な取り組みとして、調査に基づく史跡の整備を実施し、活用を図るとし、総合計画と同様に、平林城跡では遺構顕在化（樹木間伐）面積を成果指標としている。

（2）史跡平林城跡に係る計画

A. 史跡平林城跡保存管理計画〔昭和58年度（1983）策定〕

市町村合併前の旧神林村で策定した。現状を明らかにした上で、本城跡の基本的構成とその性格を究明しながら保存管理の具体的な事項を掲げ、史跡の保護・保全と整備に向けた施策の基準を定めた。そして、将来的に史跡、自然、教育・観光の三者融合の姿を求め、よりよい形で後世に伝承することを基本理念とした。

B. 史跡平林城跡整備基本計画〔平成12年度（2000）策定〕

旧神林村で策定した。史跡の適正な保存を図りつつ、史跡の本質的価値を顕在化することで来訪者が文化財やそれを取りまく自然とふれあい親しむことができ、今後の地域づくりにも連動する保存・活用を図っていくための基本的方向性を定めた。具体的には、全体の整備目標を掲げた上でゾーニングした地区別の整備計画を定めるとともに、個々の整備計画（遺構整備計画、動線計画、施設整備計画、修景計画、活用計画）を示した。

（3）関連する市の主な個別計画

A. 村上市歴史的風致維持向上計画〔平成28年度（2016）策定〕

本市固有の歴史や文化を反映した歴史的風致を維持および向上させ、後世に引き継いでいくことを目的に策定された。その中で、歴史的風致維持向上施設の整備および管理に関する事業のひとつに史跡平林城跡整備事業が位置付けられている。

B. 村上市都市計画マスタープラン〔平成21年度（2009）策定〕

地域住民の意見を反映させながら望ましい「まちづくりの将来像」を具体的に定めたものである。重点目標のひとつに歴史文化と豊かな自然環境を活用した心地よい生活空間の創出をあげ、史跡平林城跡等の固有資源を将来にわたって保全・活用し、さらに景観価値として磨き上げることで、地域の活力向上を目指している。

C. 村上市環境基本計画〔平成22年度（2010）策定〕

村上市環境基本条例第3条に定められ環境の保全および創造に関する基本理念の実現に向けて、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定された。歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造するという基本目標の実現に向け、史跡平林城跡等の保存と整備を促進するとともに、その周辺の自然景観との調和に配慮し、歴史的景観の保全を推進としている。

D. 村上市景観計画〔平成24年度（2012）策定〕

本市が有する魅力ある景観を後世へ引き継ぐために、現況を把握した上で景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法を示すとともに、実現に向けたルール等の必要事項を定めたものである。景観づくりの目標として「美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち」を掲げ、史跡平林城跡は景観計画区域の重点区域には入っていないものの、森林・山村区域を構成する一要素に加えられている。

Ⅱ．既往発掘調査の成果と課題

1．発掘調査の経過

本史跡における最初の発掘調査は昭和49年（1974）に遡る（第6表）。これは、殿屋敷南堀の仮橋建設工事等に先立つもので、調査主体は神林村教育委員会であるが、当時調査を担当できる職員がいなかったために新潟県教育委員会から協力を得て実施したものである。調査地は殿屋敷東土塁削平部と表虎口～南堀の2地点で、後述するように、門礎石の確認や木簡の出土など、県内で初出となる大きな成果があった。その後、「整備基本計画」に則り、平成11年度（1999）から4か年わたり、発掘調査を行った。第1次・2次は各曲輪の堆積層を確認するために居館部を縦断・横断するトレンチ調査、第3次は岩館の北虎口と中曲輪の東虎口、そして、第4次は北虎口・東虎口間の城内道を確認するためにそれぞれ面的に調査を実施した。そして、中断期間を経て、第1次・2次実施計画策定による調査が、今日まで継続している。

遺跡の理解や今後の整備に関わる事項であるため、本章を設け、その成果と課題をまとめる。

第6表 既往の発掘調査一覧

実施年度	期 間	地 区	面 積	成 果
昭和49年度 (1974)	9/4～9/10	A 殿屋敷(表虎口～南堀、東土塁)	119㎡	門礎石、橋脚、木簡
平成11年度 (1999)	6/19～3/28	殿屋敷、E 岩館・中曲輪、C 馬出し、D 古門	2,007㎡	溝、柱穴ほか、15～16c陶磁器類
平成12年度 (2000)	8/21～9/13	〃	1,000㎡	溝、柱穴ほか、15～16c陶磁器類
平成13年度 (2001)	9/3～12/20	E 岩館(北虎口)・中曲輪(東虎口)	840㎡	北虎口、東虎口、15～16c陶磁器類
平成14年度 (2002)	6/13～12/4	E 岩館	1,220㎡	城内道、15～16c陶磁器類
平成23年度 (2011)	8/2～11/11	A 殿屋敷(表虎口)	175㎡	石組溝、15～16c陶磁器類
平成24年度 (2012)	5/22～7/19	A 殿屋敷(表虎口) E 岩館(東堀)	102㎡	石組溝、門(礎石立)、15～16c陶磁器類
平成25年度 (2013)	5/23～8/13	A 殿屋敷(表虎口) E 岩館(北斜面)	123㎡	石組溝、15～16c陶磁器類
平成26年度 (2014)	7/7～10/31	A 殿屋敷(北郭)	366㎡	掘立柱建物、井戸、溝、15～16c陶磁器類
平成27年度 (2015)	5/8～9/24	A 殿屋敷(北郭・主郭)	630㎡	掘立柱建物、井戸、溝、門、15～16c陶磁器類
平成28年度 (2016)	—	—	—	—
平成29年度 (2017)	5/29～11/24	A 殿屋敷(主殿) B 弁天虎口	387㎡	溝、掘立柱建物、方形竪穴状遺構、土坑、15～16c陶磁器類
平成30年度 (2018)	5/8～8/2	B 弁天虎口	142㎡	溝、城内道、敷石状遺構、15～16c陶磁器類
平成31年度 (2019)	—	—	—	—
令和2年度 (2020)	5/27～11/20 (中断期間有)	E 中曲輪	196㎡	溝、土坑、柱穴、城内道、敷石状遺構、15～16c陶磁器類

2. 発掘調査の成果

(1) 殿屋敷

曲輪名のとおり城主居館があったとされる中心的な曲輪で、居館部の奥に位置する。整備基本計画では居館部奥から整備するという方針が示されており、同計画に則った第1次実施計画では殿屋敷（A地区）をはじめに整備し、その成果を他の曲輪（地区）における整備の参考とするという全体計画であるために、整備に先立ち優先的に殿屋敷（A地区）発掘調査を実施した（第6図）。調査成果は次のとおりである。

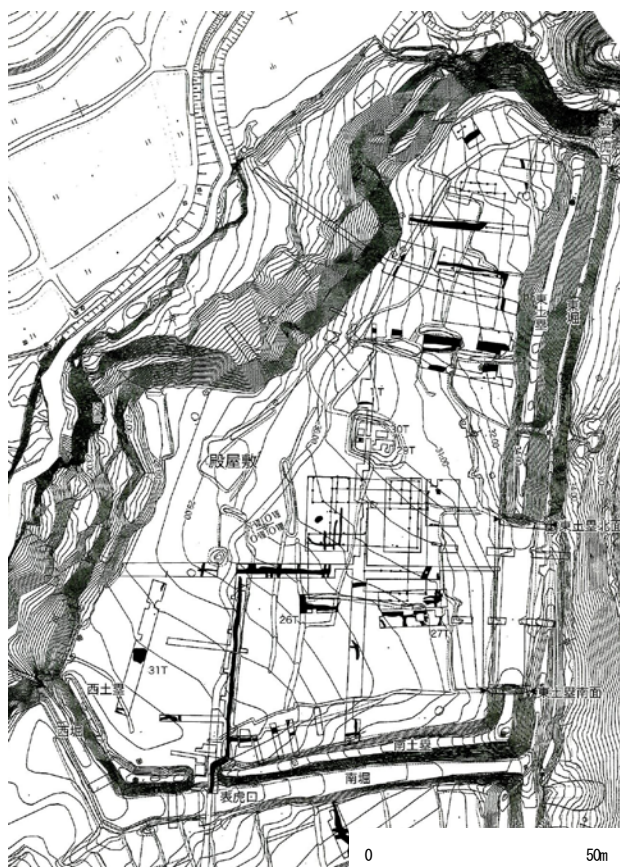
- ・表虎口では、扁平な自然礫を用いた門礎石3基を確認し、1基は欠失していたものの、間口3.04m、奥行き1.54mの門跡SB2075（写真9・10）を確認した。また、門内側からは、地山に含まれる角礫が2m×6.5mの範囲にまとまる敷石状遺構SX2077を検出した（写真11）。同様の遺構は、後述のように、ほかの曲輪の導入部でも確認している。門跡延長上の南堀の底面からは2列6本の橋脚（写真9）を検出し、中央橋脚付近の最下層からは長さ約20cmの木簡が約40点出土した（写真12）。なお、山城部と画する東堀は薬研堀、表虎口に面する南堀は箱薬研堀で、地表面観察から南堀が薬研堀から箱薬研堀に造り替えられたことがわかっている〔神林村教委1984、村上市教委2016〕。

- ・曲輪内部から最も標高の低い表虎口に向かって走る素掘り溝SD2070が、表虎口手前で両岸に河原石を積上げた石組溝に変化し（写真13）、そのまま土塁下を暗渠状に通じ南堀に開口していることを確認した（写真14）。石組部は、高位の左岸では最大で長さ1mの大型礫（写真15）が、低位の右岸では土台となる下部に30×20cm程の中型礫の上に径10～15cm、長さ（奥行）20cm程度のコップパン状の円礫を小口積みしている（写真16）。石組部の溝底面は粘質土による整地層であった（写真15）〔村上市教委2016〕。

- ・曲輪中央の主郭（第7図）から、縁や張出しを含めた規模が25.3m×26.0mの主殿SB2015を確認した（第8図）。井戸SE2094を伴い、その西・南・東側には溝が付随している。主殿北側には主殿SB2015に近接した方形土塁があり、その内側（6×10m）に社などの建物跡を推測したが、明確な建物跡を確認することはできなかった（写真17）〔村上市教委2017・2019〕。

- ・主郭の北部は芎で北郭と画されるが（第7図）、^{かざし}芎の手前6mに井戸SE2081が位置し、両者の同時性に疑問もたれたため、土層断面で確認したところ井戸SE2081が古いことを確認した〔村上市教委2017〕。

- ・芎以北の北郭では、2棟の掘立柱建物SB2092・2083（写真18）を検出したが、一部に重なりをもつことと北郭の敷地面積が狭いことから本郭の建物は1棟であった可能性を考えた。北郭の奥（北部）からは山城との区切りとなる城戸虎口への通路の出入り口にあたる



第6図 殿屋敷調査位置図〔村上市教委2019〕

小門 SB2098 (写真 20) を確認し、殿屋敷から山城への動線が明らかになった〔村上市教委 2017〕。

・段差により主郭の西側と画される西郭（第 7 図）からは、方形竪穴状遺構 SX2106（写真 21）を確認した。鍛冶の痕跡は確認できなかったものの、炭化物集中範囲と鉄滓等が出土したことから、簡易な作業小屋を想定した〔村上市教委 2019〕。



第 7 図 殿屋敷の区画〔村上市教委 2019〕



写真 9 殿屋敷表虎口の門礎石と橋脚



写真 10 表虎口の門礎石



写真 11 表虎口の敷石状遺構



写真 12 橋脚付近最下層出土の木簡



写真 13 石組溝全景(内部から表虎口を望む)



写真 14 石組溝の暗渠部分(手前が南堀側)



写真 15 石組溝の両岸の礫と底面



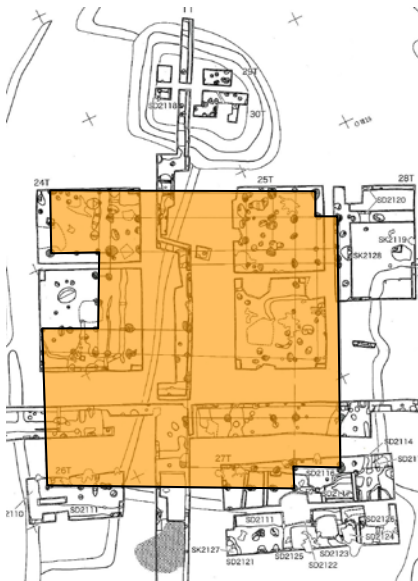
写真 16 石組溝中小型礫の小口積み



写真 17 方形土壘の調査



写真 18 北郭の排水溝を伴う掘立柱建物



第8図 殿屋敷の主殿(1グリッド=10m)



写真19 殿屋敷北西斜面の端部成形痕跡



写真20 城戸虎口への小門



写真21 方形竪穴状遺構



写真22 東土塁北面土層堆積状況



写真23 東土塁南面土層堆積状況

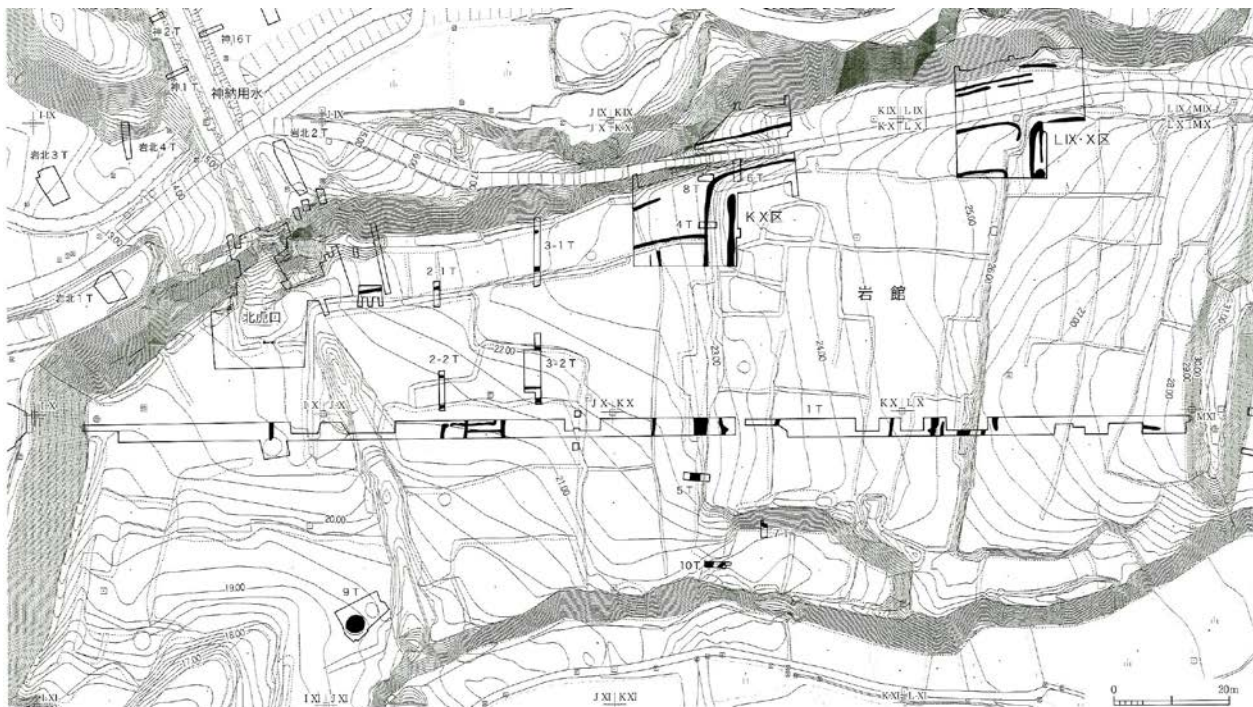
・大正期に削平された東土塁の断面（北面・南面）を精査し、その成形方法を確認した（写真22・23）〔村上市教委2019〕。

・自然崩落と考えられていた北西斜面〔神林村2001〕は、自然礫を用い端部成形を行った人工的な切岸（写真19）と三段の平坦面からなることが明らかになった。また、地表面観察により、三段の平坦面から殿屋敷西端に続く通路を確認した〔村上市教委2017〕。

（2）岩館

岩館は東西約200m、南北約90mと居館跡最大の曲輪で、高位の東部から上段、中段、下段に分かれ、西部に位置する下段北西部に北虎口、その南側に南虎口がある。曲輪全体を横断するトレンチのほか、北虎口と北虎口・東虎口間で面的に発掘調査した（第9図）。

・比高約5mの急斜面に鉤の手に屈曲した幅約2mの通路SS105が配置され、北虎口に通じている。虎口の一部は攪乱を受けており、門跡等の施設は確認できなかった。北虎口には幅約11m、奥行き約6mの方形の内枳形が付随し、



第9図 岩館調査位置図〔村上市教委 2017〕

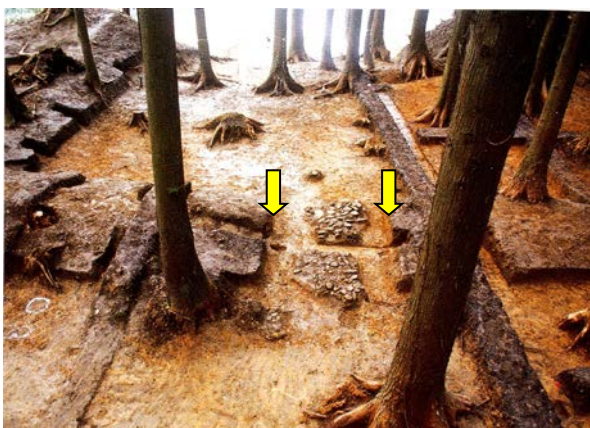


写真 24 岩館北虎口（矢印は小門の柱穴位置）



写真 25 城内道（矢印は両側溝）

その南部には掘立柱の小門 SB107 があり（写真 24）、東側は城内道 SS67 に通じている。小門周辺および城内道導入部から敷石状遺構を検出し〔村上市教委 2017〕、小門および SS67 が動線に関わる遺構であることの傍証となった。

・北虎口から東虎口にかけて、両側溝をもつ幅 6m の城内道 SS67 を確認した（写真 25）〔村上市教委 2017〕。

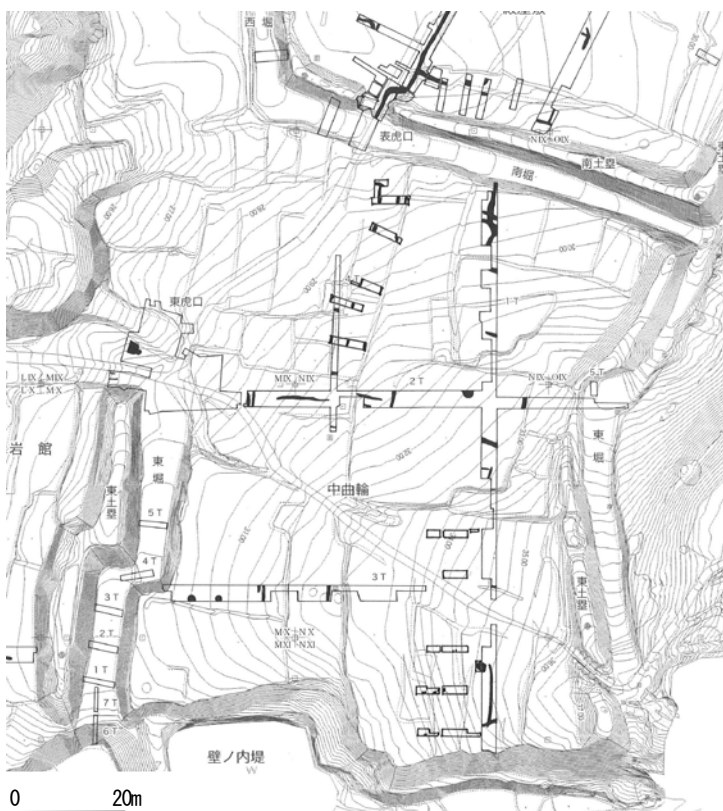
（3）中曲輪

中曲輪は東西約 80m、南北約 100m の方形を呈する曲輪で、南東部の最高点（36.5m）は、殿屋敷や岩館よりも高位に位置し、曲輪内の比高が大きいため小規模な区画が見られる。曲輪西辺の南下半は岩館東堀に接し、同北上半は東虎口、北辺は殿屋敷南堀に面し天虎口に通じる。東辺は東土塁と薬研堀から箱薬研堀に造り替えられた東堀で山城部と画されている。北西部の東虎口では面的に調査したほかは、各所でトレンチ調査を行った（第 10 図）。

・東虎口は東土塁北側に配置される。東土塁に付随する東堀には土橋が架かることを確認し、東堀→土橋という普請

順序を確認した〔村上市教委 2017〕。

- ・これまで一部で大手道と考えられてきた東堀〔水澤 1999 ほか〕は、南側が閉塞していたこと、堀底は水成堆積土で覆われ硬化面は確認されなかったこと（写真 26）から、道遺構ではないと判断した〔村上市教委 2017〕。
- ・東虎口から東進する城内道が、本曲輪中央をほぼ南北に走る段差に沿って北方向へ 90 度屈折することを確認した（SS1068）。道幅は屈曲部付近で約 6.5m、南北に走る直線部分で約 4.4m である（写真 27）〔村上市教委 2020〕。
- ・本曲輪もいくつか区画割されており、この中で最も高位にある南東部は 4 面の小区画が認められ、段の裾部に沿う排水溝を確認した〔村上市教委 2020〕。



第 10 図 中曲輪調査位置図〔村上市教委 2017〕を加筆



写真 26 東堀土層堆積状況

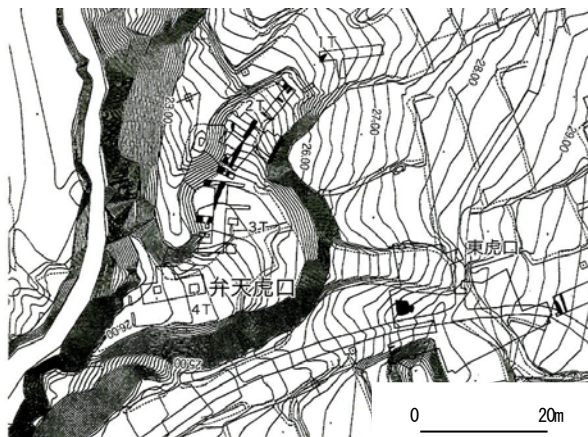


写真 27 城内道（矢印は両側溝）

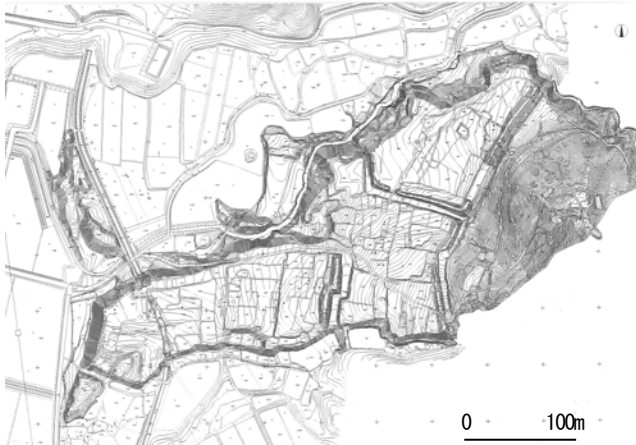
（4）弁天虎口・馬出し

弁天虎口は、岩館と殿屋敷に挟まれた中曲輪の北西側に位置する。南東面は中曲輪切岸、南面は岩館切岸、北西縁辺は土塁に囲まれた枡形を呈しており、平面形は S 字状に屈曲する。本城跡の大手口とされ、その前面にある馬出しと旧滝矢川が前衛であったとされていた〔神林村 2001〕。しかし、馬出しは明治期以降に改変を受けていること（第 12 図）と、次に述べる弁天虎口の発掘調査成果から、馬出しの存在を再検討する必要性が生じている。

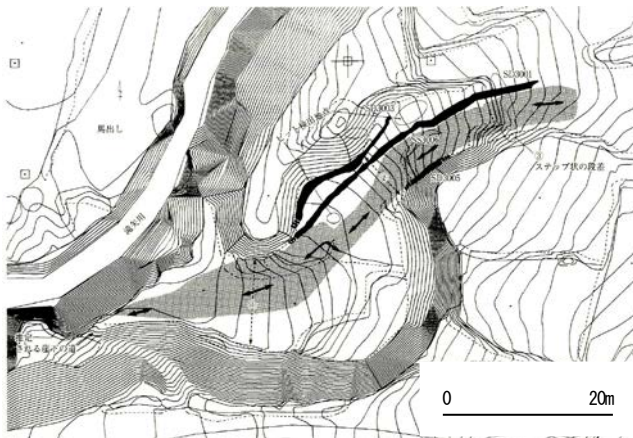
- ・トレンチ調査（第 11 図）により、両側溝をもち通路面に



第 11 図 弁天虎口調査位置図〔村上市教委 2019〕



第12図 居館部の現況（左）と明治期地籍図（殿屋敷除く）



第13図 弁天虎口の推定動線〔村上市教委2019〕



写真28 側溝と礫を敷詰めた弁天虎口通路

礫を敷き詰めた通路 SS3006 を確認した（写真28・29）。側溝間から求められる通路幅は約4.5mである。敷石は粗密があるものの虎口の上位から下位まで認められ、動線の指標となることが想定され、これにより虎口西側からの侵入経路は馬出し側ではなく、岩館の北面切岸下の崖道と推定された（第13図、写真30）。

- ・トレンチにより門跡の検出を試みたが、礎石や門跡と考えられる柱穴は確認されなかった〔村上市教委2019〕。

3. 発掘調査の課題

これまで述べた発掘調査により、たくさんの新知見を得ることができたと同時に、多くの疑問点・課題も明らかになった。居館跡全体を俯瞰すれば、次の4点の課題をあげることができる。

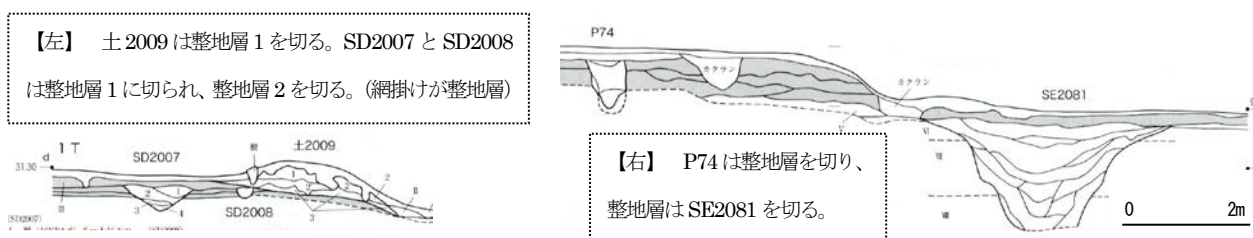
1点目は、本城跡、特に居館部の履歴である。廃絶時期は出羽国への移封により明らかであるが、その始まりは明確ではない。調査報告書（村上市教委2016ほか）では少ない出土遺物から16世紀前半を想定したが、これについても賛否があると思う。他にも、地表面観察から、居館部では造り替えが行われていることがわかっており、整地層の堆積状況（第14図）から少なくとも2回の大規模な普請が行われていることが明らかになっているが、どの範囲で造り替えの行われたのか、そして、その時期、回数等、詳細はわかっていない。

2点目は、大手門と大手道・城内道の位置である。発掘調査で構造がわかってきた城外に面する虎口は、岩館の北

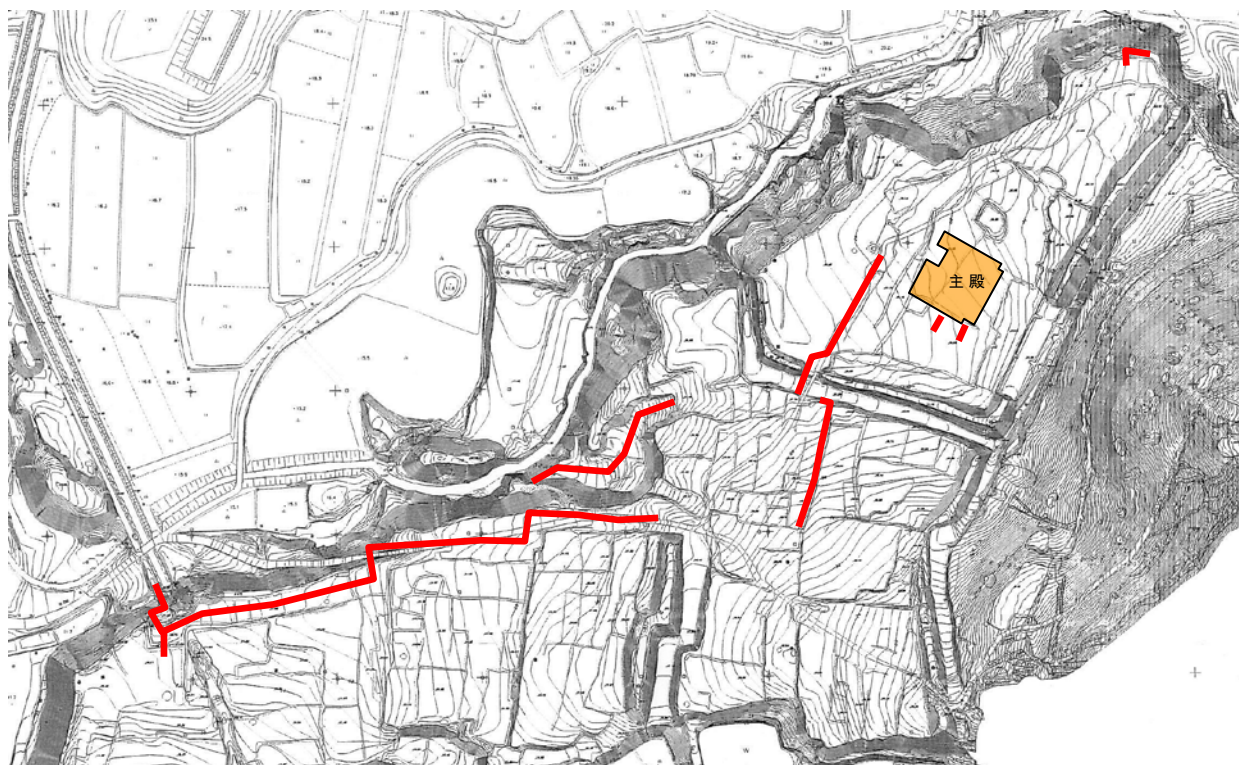
虎口と弁天虎口であるが、いずれも門跡は確認していない。殿屋敷表虎口が礎石を用いていることから、両虎口も礎石立ちの門であったと仮定すれば、破却または後世の攪乱を受けた場合はその痕跡が残る可能性は低いと考えられる。弁天虎口の調査では、城外への動線が馬出し方向ではなく、北虎口下位方向である可能性が高まった。その場合、北虎口の下方周辺に大手門を想定する必要性が生じるとともに、馬出しの存在そのものを再検討しなければならない。城内道は、北虎口から中曲輪東虎口と、東虎口の東方約 40m から北進し殿屋敷南堀で西に折れる範囲まで確認できている（第 15 図）。弁天虎口から表虎口への動線は、現段階で明らかになっていない。

3 点目は、各曲輪の性格である。殿屋敷は、門礎石、石組溝、大型建物、芎など重要な遺構の存在から、曲輪名称のとおりに色部氏居住域の可能性が高い。一方、中曲輪や岩館は依然として不明のままである。岩館は、東土塁・東堀の位置を鑑みれば、ほかに付随する曲輪というより、独立した曲輪とも捉えられる。全面発掘ができない現状では、前述した大手門の位置が明らかになることにより曲輪の性格が見えてくるかもしれない。

4 点目は、『色部氏年中行事』に記述されている施設名とこれまでに確認した遺構との対比である。色部領内の諸行事やそれに際する出仕者のあつかい等を記述した『色部氏年中行事』には、これら諸行事が行われた施設名として、大門、小門、へいかき、柴かき、御座敷、御茶の間、御中間、御対面所、表、御すえ、出居、御えんのはし、御台所、御田屋という名称が記載されている。数例でも対比が可能であれば、本城跡の理解が進むものと期待される。



第 14 図 殿屋敷における整地層と遺構の切り合い関係〔村上市教委 2017〕



第 15 図 発掘調査で明らかになった城内道（赤線）

Ⅲ．既往整備状況と課題

1．地区設定

本城跡の整備を開始するに当たり、整備基本計画に則り策定した第1次実施計画では、遺存状況の良好な土塁や堀などの立体的な遺構群から構成され、来訪者に強い印象を与える居館部の整備を優先して実施することとした。そして、曲輪によって性格が異なると予想されることから、その位置によって整備の強弱を図るために、周辺地域を含めた居館部全域を整備メニューの異なる次の5地区にゾーニングした（第7表・第15図）。以下、各地区の概要を説明する。

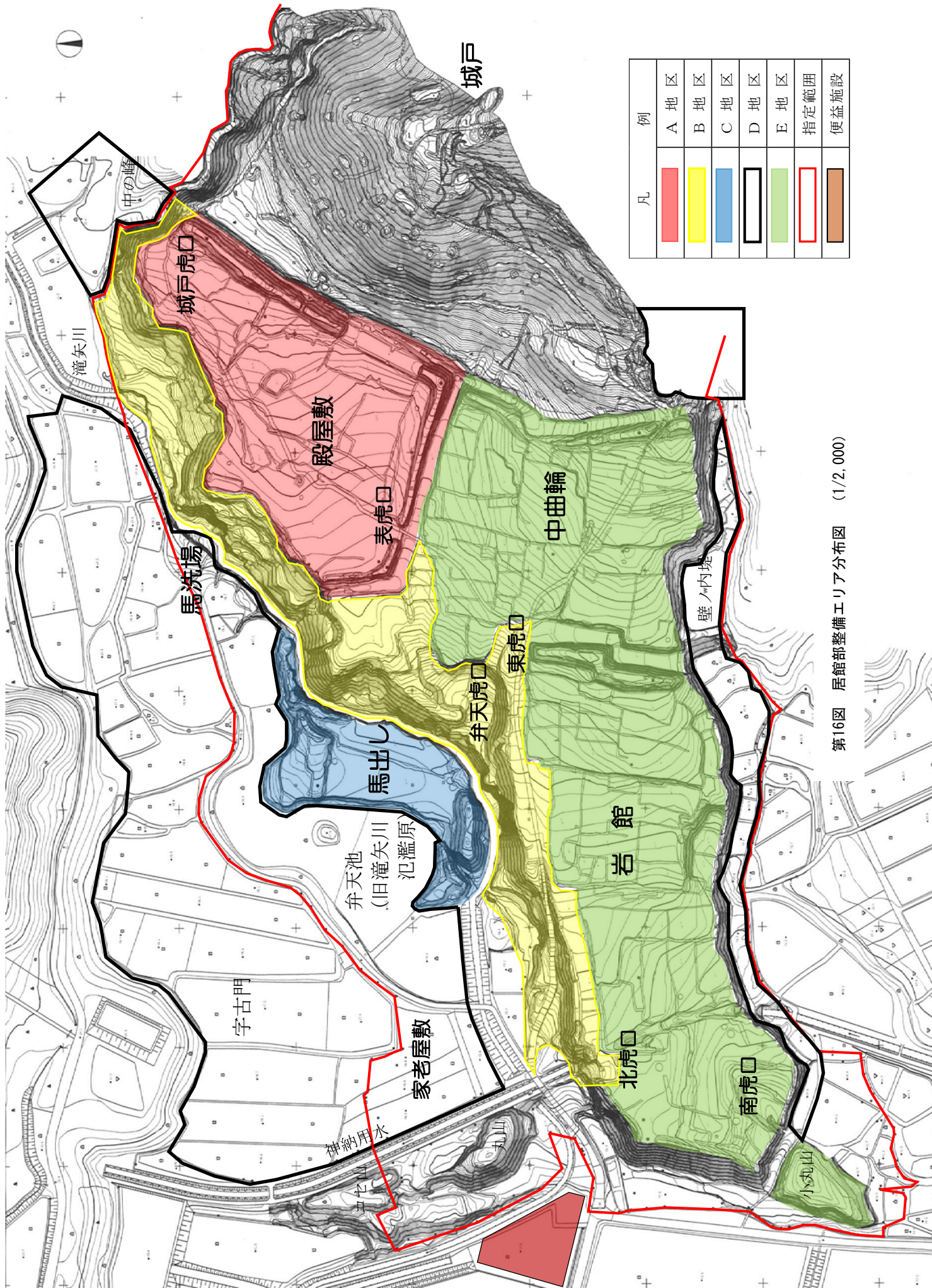
A地区は殿屋敷を対象地とする。城主色部氏の主殿があったと考えられる曲輪で、居館部の北東端に位置し、北東から南西にかけて緩やかに傾斜する。北東－南西約150m、北西－南東約120mで平面形は三角形を呈する。南東辺は山城部に接し土塁と薬研堀で介し、南西辺から東辺は土塁と造り替えによる箱堀により画される。南西辺には礎石立の門を伴う表虎口と、相対する北東部には山城に続く城戸虎口がある。

B地区は、曲輪ではなく、曲輪を結ぶ城内道および虎口の周辺範囲である。具体的には、内枳形を呈する岩館北虎口から6m幅の城内道・岩館東土塁北側にある東虎口までの範囲と、城内道北側斜面から弁天虎口を経て滝矢川に面する殿屋敷北西斜面までの範囲である。発掘調査で確認された城内道以外にも、現滝矢川にその一部を切られその全貌は不明であるものの、北虎口下から弁天虎口に続く道遺構の存在が推定され、ほかにも殿屋敷北西斜面において城外から殿屋敷に侵入するための通路状の遺構が地表面観察から確認されている。

C地区は馬出しを対象とする。馬出しは虎口防御を強めるための広場的機能を有する小曲輪であるが、現在の形態と明治期の地籍図とは一部平面形が異なることから、明治以降に改変を受けていることがわかる。弁天虎口と馬出しの標高差は2.5～3mあり、両者をつなぐルートを想定することは不自然であり、平成30年度（2018）の第11次調査において弁天虎口から馬出し側ではなく南西側、つまり岩館側斜面に続く方向に通路等の出入り口にみられる敷石遺構が確認されたことから、場外から弁天虎口にいたるルートは岩館の北側斜面平坦面に求められる可能性が高い。なお、馬出しにおいて、平成11年度（1999）の第1次調査においてトレンチ調査を実施した結果、現滝矢川側の東部において後世の盛土が確認されたが遺構・遺物は検出されなかった。

D地区は弁天池、家老屋敷、岩館南側の堀のほか、指定地外の古門、自然流路を利用した中曲輪南東側の堀と殿屋敷北東側の堀を対象地とし、いずれも城外に位置する。居館部北西辺の弁天池は、旧滝矢川の氾濫原である湿地帯を明治以降に部分的に池として利用したものである。家老屋敷は弁天池の南西部に位置する伝承地であり、平成11年度（1999）のトレンチ調査でピット数基を確認した。本城跡側に門跡があったとされているが、現在まで未確認である。古門は字名であるが未調査のため、その性格については不明である。

E地区は岩館から中曲輪を対象地とする。岩館は、東－西約200m、南－北約90mの本城跡最大の曲輪で、北虎口、南虎口、東虎口が付随する。土塁は、北側では後世に削平されたため部分的に残るのみであるが、東側では大規模な鉤形の東土塁が来訪者を圧倒する。南側では土塁は確認されていない。南虎口の東40m地点から北虎口東部までの長さ80mにわたり、表土下約5mの隧道が南－北西に縦断している。これは明治初期に布設された神納用水で、隧道上部の地表面は陥没している。曲輪内は、東から西に傾斜する地形により、三段の区画が認められる。中曲輪は東－



第16図 居館部整備エリア分布図 (1/2,000)

第7表 整備事業における地区区分

地区名	対象となる曲輪等
A地区	殿屋敷
B地区	岩館北虎口～東虎口、弁天虎口、岩館北斜面、殿屋敷北西斜面
C地区	馬出し
D地区	弁天池、字古門、岩館南堀～中曲輪南東側の堀、殿屋敷北東側の堀
E地区	岩館～中曲輪

本曲輪は居館部でもっとも標高の高い曲輪であり、面積に対して標高差が大きく傾斜がきついため、小区画が多数存在している。

2. 各地区の整備状況と課題

(1) A地区

A. 雨水処理

平成23年度(2011)に、殿屋敷で最も低位な表虎口の乾燥化を目的に暗渠排水工事を行った。当初は最終的に表虎口を通り南堀に放水する計画だったが、事前調査で石組溝等の遺構が確認されたため、西側の滝矢川に放水する計画に変更した。L字形の暗渠管を99m布設したのみであり、これで本曲輪すべての雨水を処理することは不可能である。発掘調査ではいたるところに排水溝・区画溝が確認されているが、全面調査ではないためにこれを利用することは現実的ではない。新たな排水溝(開渠)の布設も検討する必要がある。

第8表 既往整備状況

年度	居館・山城の別	地区	整備内容	計画策定
平成20年度(2008)	山城部	—	登城道修繕工事	整備委員会設置
平成21年度(2009)	山城部	—	登城道修繕工事	
〃	山城部	—	要害主体部樹木伐採/眺望確保	
平成22年度(2010)	—	—	—	実施計画Ⅰ
平成23年度(2011)	居館部	A地区	暗渠排水工事(殿屋敷)	実施計画Ⅱ
平成24年度(2012)	居館部	C地区	樹木伐採工事/遺構顕在化(馬出し)	
平成25年度(2013)	居館部	A地区	樹木伐採工事/遺構顕在化(殿屋敷)	
〃	居館部	B地区	仮設作業道等設置工事(岩館)	
平成26年度(2014)	居館部	E地区	樹木伐採工事/遺構顕在化(中曲輪・岩館)	
平成27年度(2015)	居館部	B地区	樹木伐採工事/遺構顕在化(岩館北、弁天虎口)	
平成28年度(2016)	居館部	A・B地区	樹木伐採工事/遺構顕在化(殿屋敷・殿屋敷北)	
平成29年度(2017)	史跡外	—	トイレ建築工事	
平成30年度(2018)	居館部	B地区	管理用道路路面修繕工事	
〃	史跡外	—	駐車場整備	
平成31年度(2019)	居館部	E地区	樹木伐採工事/遺構顕在化(岩館)	実施計画Ⅲ
令和2年度(2020)	居館部	A地区	土塁復元工事(殿屋敷) ※未完、令和3年度に継続工事	

西約80m、南—北約100mの方形を呈し、北側で殿屋敷、西側で岩館に接しており、それぞれに土塁は有していない。南側も切岸で、山城と接する東側のみ土塁と箱堀で画している。土塁は北側で部分的に削平され、南側でも登山道を通すために切り崩されている。

B. 植生管理

平成 25 年度（2013）と 28 年度（2016）に遺構顕在化を目的とした樹木伐採工事を行った。また、平成 25 年度は居館内部で実施する初めての工事のため、既存の作業道の幅を若干広げ砕石を敷き均し、今後の整備事業のための仮設道を設定した。樹木伐採は毎木調査をもとに約 50%の割合で選木した杉を間伐し、遺構上は全伐とした。間伐により遺構の顕在化は進んだ一方、これまで以上に雑草の繁茂が進み、伐採後の切り株は景観上、また、整備を進める上での支障となっている。いずれにしても、樹木が生い茂る山城などの整備において非常に有効なメニューであることが判明し、今後、他地区においても樹木伐採工事を行うこととなった。

C. 遺構整備

令和 2 年度（2020）に東土塁の復元整備を行った。盛土は礫混じり土とし、削平時に東堀および曲輪内に敷き均した削平土は史跡外に搬出処分した。盛土成形は重機と人力を併用し、横断面形は遺存状況のよい北側の断面形を参考に復元した。表面は風雨による土砂の流出を防ぐと同時に、周辺に繁茂する植物の種子が付着しやすいように植生シートで覆った。

（2）B地区

A. 防災

毀損の可能性の高いものは計画的に整備するが、本地区では管理用道路（仮設作業道）の法面が経年劣化と平成 29 年度（2017）の集中豪雨により一部が崩落したため、実施計画未登載事業であったが、同 30 年度（2018）にジオセル工法で修復した（5 頁写真 2・3 参照）。工事自体は手作業で組み上げていくもので、十分な作業ヤードが取れない現場では有効な工法で、竣工後に時間が経過すれば草で覆われ、景観上も問題はない。

なお、毀損箇所は上方の岩館端部が豪雨により過去にも崩落している。断面は未確認であるが、当該箇所は自然地形の沢を埋め立てて普請したものと推測される。

B. 植生管理

虎口、城内道などからなるエリアで、A・C地区に続いて平成 27 年度（2015）・平成 28 年度（2016）に 0.7ha に間伐を行った。基本的に 50%の間伐だが、発掘により位置が明らかになった城内道と、城外からの景観を配慮して殿屋敷北側の一部については全伐した。

C. 維持管理

平成 25 年度（2013）に、岩館下から殿屋敷表虎口までの 237mにわたり、後世に開削された林道（明治期の地籍図にあり）を盛土により若干拡幅し、表層に砕石を敷いた仮設作業道を設置した。昭和 49 年度（1969）の発掘調査で橋脚が検出された南堀は、シートで養生した上に盛土・砕石で仕上げた土橋とした。これらは現在、工事用道路とともに管理用道路として使用している。なお、殿屋敷表虎口と一体的に整備する南堀については、工事用土橋撤去後は木橋による復元的整備を行う計画である。

（3）C地区

A. 植生管理

平成 24 年度（2012）に馬出し全域の 0.38ha に間伐を行った。本城跡における最初の間伐工事で、整備における有効性と風雨による倒木という課題が明らかになった。

前述したように、馬出しが明治期以前に改変されていること、また、発掘調査により弁天虎口への動線が岩館北面切岸下の崖道に求められる可能性があることから、本箇所が馬出しとして機能していたかどうか疑問が生じている。さらに、地形の高低差から弁天虎口と馬出しの間に流れる滝矢川は明らかに人工開削によるものと考えられ、滝矢川の付け替えが平林城普請の一環である可能性もあろうが、その必要性を鑑みれば城廃絶後に農業用水整備の一環として土木工事された可能性が高い。

（４）D地区

弁天池のほか、指定地外である本地区では、整備事業は実施していない。

（５）E地区

A. 植生管理

岩館から中曲輪にわたる本地区は、城跡見学を目的としない要害山登山者も必ず通る曲輪で、遺構顕在化（間伐工事）の前は植林した杉木により昼でも鬱蒼としていた。平成26年度（2014）と31年度（2019）に、土塁や城内道等



写真 29 遺構顕在化前の岩館西土塁（北西から）



写真 30 遺構顕在化後の岩館西土塁（同左）



写真 31 遺構顕在化前の岩館曲輪内（北東から）



写真 32 遺構顕在化後の岩館曲輪内（同左）

の遺構は全伐、その他は50%の間伐として樹木伐採を実施した。対象面積は3.91haに及ぶ。北虎口から岩館東土塁までは東西150mあり、一部に未着手部分はあるものの、同事業により城内の見通しが利くようになり、外部からも城跡内をうかがうことが可能になった。

（6）その他

指定地西側の史跡外の市有地にトイレと駐車場を整備した。利用者からは好評で、展示室には、城跡見学者はもちろん、要害山登山者に対しても城跡や市内の史跡等の周知を目的としたパネルを展示している。

なお、第11表に示した平成20・21年度（2008・2009）の山城部の整備は、長年の降雨等により登城道上面の土砂が流失していたために一部で実施したものである。

IV. 整備全体計画

1. 整備方針

第1次・第2次実施計画では、防災・雨水処理・植生管理・遺構整備・園路整備・環境整備・施設整備・各種調査・追加指定・維持管理の10項目について、それぞれの計画内容を示した。そして、第1次実施計画の策定から10年を経過し、同計画に則り整備を進めてきたことは前述のとおりである。その中で、一般市民や歴史愛好家を対象とした現地説明会や研究者に対する城跡の説明時に、来訪された方は遺構の残りの良さに感銘を受けられ、「華美な整備などしないで、このままの状態に残してほしい」との声を多く聞いた。

本章では、本城跡をとりまく社会情勢や来訪者から期待される整備の姿を考慮し、指定理由のひとつである「良好に残る遺構」を現在の状態で後世に引き継ぐこと、また、その中で来訪者に本城跡の理解を促すことを目的に、整備の方針を次のとおり見直す。

2. 防災計画

自然地形を切り盛りして普請された城跡は、自然災害を受けるリスクが高い。このために、新たな災害から城跡を守ること、また、すでに自然災害や後世の削平により形状が改変した遺構等がさらに被災しないように、災害防止策を講じる必要がある。

自然災害としては、雨水浸透による斜面の崩落、滝矢川氾濫による川岸の崩壊と土砂流失、強風や積雪による倒木等が過去に起こっている。史跡の立地条件から、今後これらを完全に防ぐことは困難であるが、最小限の被災に収まるよう、次節に述べる「雨水処理計画」や「園路整備計画」で検討する必要がある。また、発生後の復旧方法をシミュレーションすることも必要である。滝矢川に面した斜面については「木柵」や「じゃかご」等の景観に配慮した適切な土砂崩落防止措置で対応する。

3. 雨水処理計画

本城跡の現況は植林された杉、自生の落葉広葉樹および下草等で地表面が覆われている。そのために平坦な曲輪内は降雨による影響は比較的小さいが、土塁や切岸等の人工の斜面部、登城道等の土肌が露出する箇所はその影響が大きい。城として機能していた時期は、溝などにより適切に排水処理されていたと考えられるが、発掘調査ですべてを確認し城内を当時の姿に復元することは現実的ではない。また、平成23年度(2011)に殿屋敷で実施した暗渠排水施設は、落ち葉や土砂による目詰りが懸念されるなど現在の効力は不明瞭で、かつ、地下遺構に影響が及ぶことを考えれば、限られた場所でしか布設することはできない。

以上のことから、整備委員会・文化庁の指導を得ながら、地下遺構に影響のない深度で後述する園路の側溝を新た

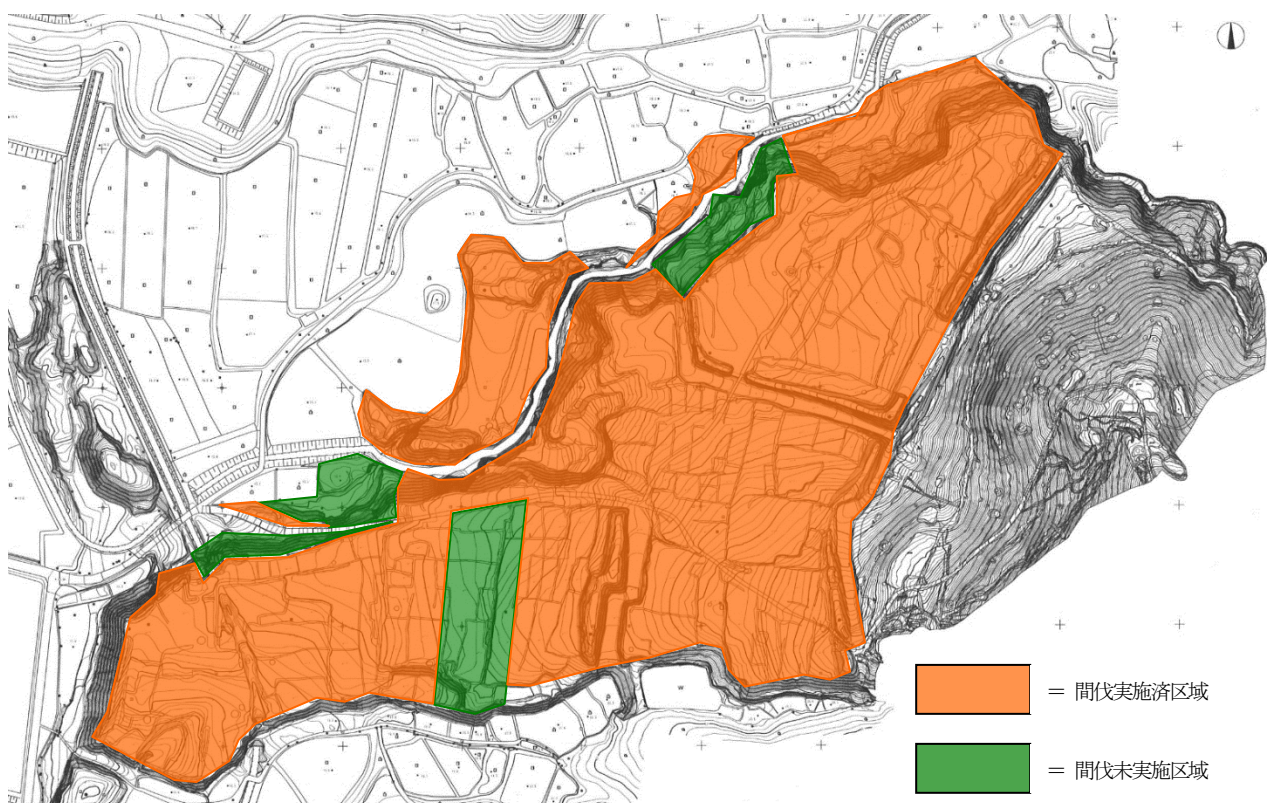
に布設することなどを考える必要がある。なお、第2次実施計画では、殿屋敷表虎口の石組溝を露出展示し、排水機能を持たせる計画であったが、遺構保全と維持管理の問題から、露出展示は行わないこととする。

4. 植生管理計画 (第17図)

本計画に基づく居館部の間伐をこれまで6ヵ年実施し、当該区域では遺構顕在化が推進されている。一部で未実施の区域(B・E地区)があるために、引き続き城跡の保護と遺構顕在化を目的に、後世に植林された杉を計画的に伐採する。これまで通り、土塁・堀・城内道など遺構上にある杉は、遺構に悪影響を及ぼすことが懸念されるため全伐し、曲輪などの平坦面は館という性格を鑑み、50%の間伐にとどめる。また、遺構外で自生する落葉広葉樹は伐採しない。伐採木は林道を利用して城跡外へ搬出し、枝葉は伐採区域に敷きならす。伐採後に新たな植栽は行わないが、整備委員会等の検討を経て、低木等の垣根により遺構表示する手法が有効であると判断された場合は、この限りではない。

伐採後は年間複数回の下草刈り作業が必須である。これまでは地元団体への業務委託や直営の草刈作業で対応してきたが、間伐の進行に伴う下草の著しい繁茂に対しては、地元保存会への声かけや学習会、見学会と抱き合わせた城跡美化活動としての除草作業を検討する。

平成21年度(2009)に山城部要害主体部からの眺望確保のために樹木の伐採整備を実施したが(第4図)、近年、成長した樹木が再び眺望の妨げとなってきた。今後、管理者である林野庁関東森林管理局下越森林管理署と協議の上、伐採整備を実施する必要がある。



第17図 植生管理計画図

5. 遺構整備計画 (第18図)

令和2年度(2020)に実施したA地区殿屋敷東土塁の復元整備は未完であるために、継続実施し完成を目指す。

殿屋敷表虎口では、これまでの調査で門跡SB2075(門礎石3基)、敷石状遺構SX2077、石組溝SD2070が確認されている(Ⅱ章2節(1)参照)。整備に当たってはこれらの遺構を露出展示する考えもあったが、遺構保護の観点と整備後のメンテナンスを考慮し、露出展示は行わず説明看板等により来訪者の遺構理解を図ることとした。ただし、門跡については、戦国期の越後において寺社を除いた礎石立の建造物は稀有であることから、本城跡の目玉となる遺構といえる。そのために、次節に述べる園路整備の一環として、保護盛土した上に礎石のレプリカを展示する整備を検討する。また、施工する場合は、後世に削平された表虎口を構成する土塁の修復も同時に実施する。

殿屋敷芎土塁などの低土塁は、盛土保存・整形に際し草木根を除去する必要があるため、遺構保護の観点から修理実施については十分検討し、遺構の保全に影響が及ぶ可能性が高い場合は、低土塁の整備は行わない。

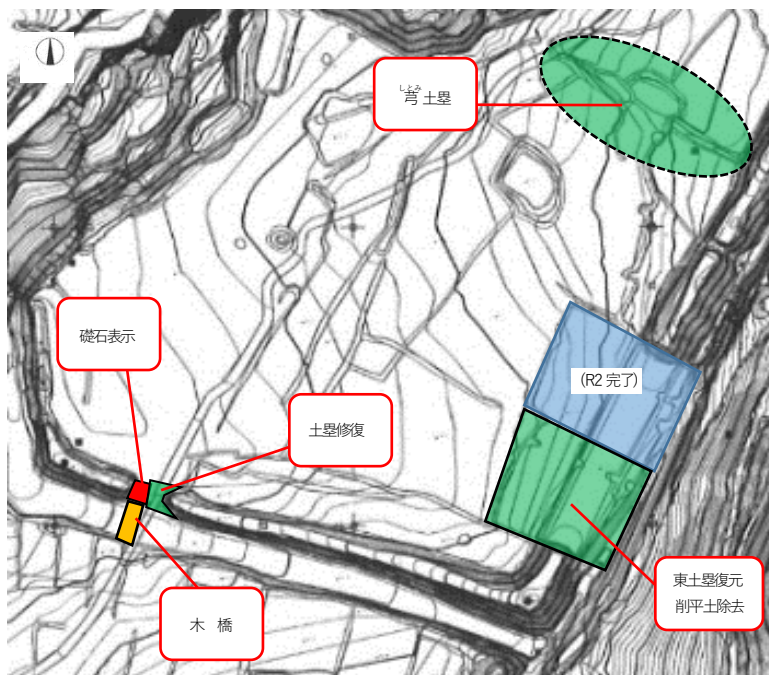
現在、南堀に管理用道路として設置されている仮設の土橋は撤去し、木橋を復元する。その際、現地表下90~100cmに埋設してある6本の橋脚に影響のない工法を検討する。

くの字形に屈曲するE地区中曲輪東土塁は、屈曲部と南部の2ヶ所で削平痕が認められるが、前者はその削平時期が不明であり、「整備基本計画」に同箇所の修復は記載されていない。また、後者は城跡廃絶後に切られた要害山(山城部)への登山道で現在も来訪者に利用されていることから、中曲輪東土塁の修復は実施しない。

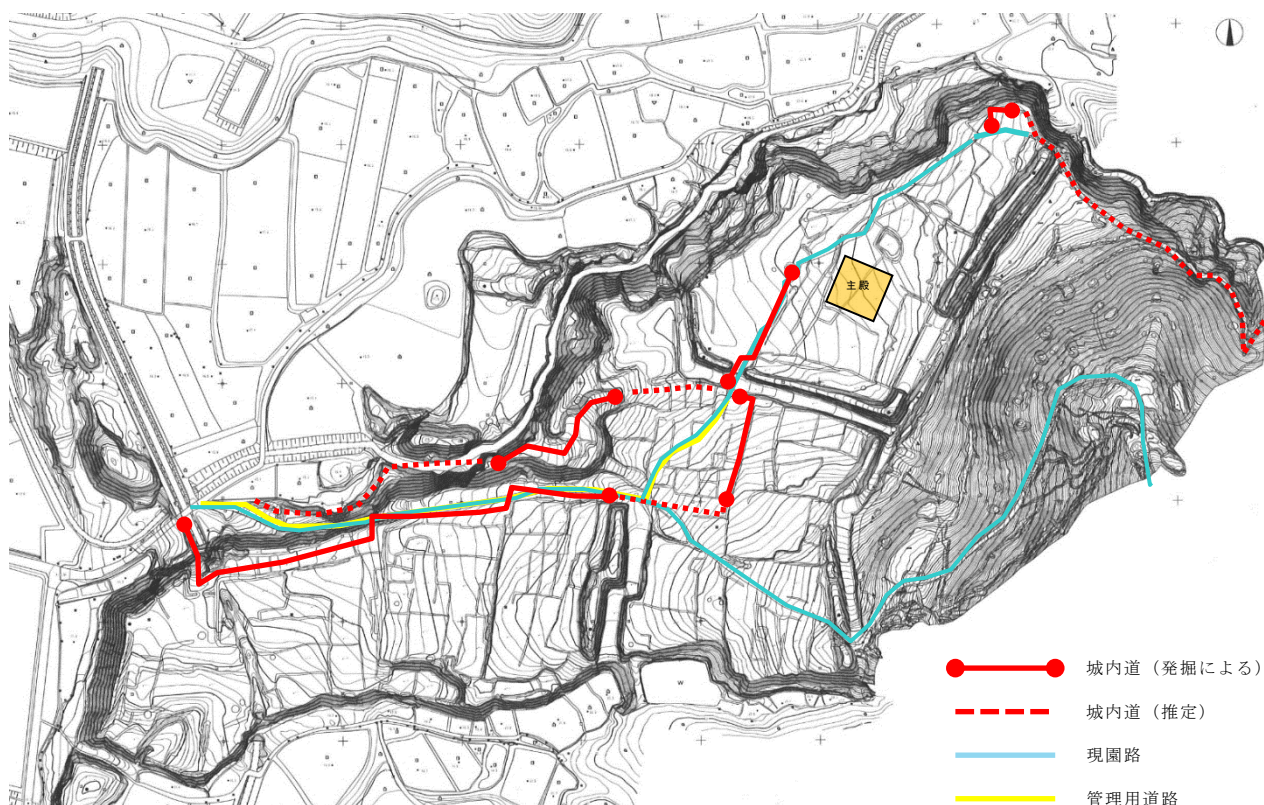
6. 園路整備計画 (第19図)

居館部見学動線となる園路は、平林城存続期に道として使われた城内道をトレースしたルートを基本とするが、A地区殿屋敷及びE地区中曲輪では現在の園路も活用する。現時点で発掘調査により明らかになった城内道は第15図に示したとおりであるが、今後の発掘調査によってさらに明確になる可能性も高い。城内道の園路利用は、遺構(城内道)の表面表示に直結するとともに、往時の城内道を歩くことで来訪者が当時の目線で城跡を見学することとなり、本城跡の理解を深めることにつながると考えられる。

これまで、間伐工事に伴う来訪者の迂回路にウッドチップを用いてきた。来訪者には「歩きやすい」と好評で、斜面地でも雨水による大規模な流失が少ないなど多くの効果があげられたため、今後行う園路整備にも活用する。また、園路設置にあたっては、開渠となる排水施設を両側に配置するなど、雨水処理にも配慮する。なお、土塁等の遺構を



第18図 殿屋敷の遺構整備計画



第19図 園路計画図

一部削平して作られた、B地区の城跡北西部から岩館へ至る後世の林道は、引き続き管理用道路として利用する。その際、来訪者にわかるように城内道に沿った園路と管理用道路を表面表示などで区別化する。

7. 施設整備計画

現在、史跡各所に説明板が設置されているが、経年劣化が進んだためにすでに撤去したものもある。また、内容確認を目的に実施している発掘調査で新たな遺構が確認されており、説明板を一新する必要も生じている。そのために、来訪者が平林城跡を正しく理解できるように、新たな説明看板を設置する。説明板はデザインを統一したものとし、城跡の景観を損ねないように設置位置や材質、形態、色調等を十分考慮する。説明内容については、城跡の導入部に建設した「お休処」展示室に掲げている城跡解説パネルとは別の切り口で説明を加えるなど工夫を凝らすとともに、説明板にQRコードを表示し、本城跡の解説を掲載している市ホームページとリンクさせる。

8. 各種調査

以上述べてきた具体的な整備を行うにあたり、その根拠となる資料を得るため確認調査を継続実施する。A地区殿屋敷では面的調査により建物跡を確認することができたが、ほかの曲輪においては主に時間的制約から面的に調査することは難しい。そのために、上記の園路整備につながる城内道の検出に目的を絞った確認調査を計画的に実施する。

V. 短期計画

令和3年度(2021)からの5か年は、前章で述べた雨水処理計画、植生管理計画、遺構整備計画、園路整備計画、施設整備計画について、これまでの実施計画と継続性があり整備効果が高いメニューを主にA・B・E地区で前述の整備方針に基づき実施する。具体的な事業は以下のとおりで、年次計画を第9表に示した。なお、同表は現時点における年次計画であり、諸般の情勢によっては、対象年度に事業が実施できない場合もある。

植生管理計画 B地区(岩館北側)及びE地区(岩館)で、遺構顕在化工事を実施する。間伐率や選木については前章のとおりである。なお、第17図で示したように、一画に未実施の区域が残っているC地区殿屋敷北西斜面部は、北側は滝矢川に遮られ、一方、南側の殿屋敷からは距離があるために伐採木を搬出することが困難な状況である。そのため、現段階ではこの範囲における遺構顕在化を実施しないこととする。

山城部の要害主体部からは、周辺の山城を見渡すことができ、その眺望も本城跡の本質的価値のひとつといえるが、平成21年度(2009)の樹木伐採後、新たな立木が成長しており、眺望を妨げている状況である。そのため、管理者と協議した上で支障木を伐採する。

遺構整備計画 A地区(殿屋敷)では、令和2年度(2020)に実施した東土塁の復元整備を引き続き実施する。その数量は復元長 $L=22\text{m}$ 、土塁盛土工 $V=320\text{ m}^3$ 、土塁削平土(大正期に削平された土塁掘削土を周辺に撒きならした土砂)撤去 $V=105\text{ m}^3$ である。前述のとおり、土塁箇所は盛土30cmごとに重機と人力で撒き出しと転圧を行い、整形後の表面は植生シートで被覆する。

同地区の表虎口では、遺構保護層を確保した上で、レプリカの門礎石3基を設置する。当該箇所は本地区で最も低位にあるため雨水が集中する箇所である。そのために、施工にあたっては雨水が南堀に排水するよう設計する。

園路整備及び雨水処理計画 A地区では、表虎口付近から確認された石組溝に沿って奥(北東)に続く城内道が配置される可能性が高いが、本溝が立ち消える先からは城内道を特定できる痕跡を確認することができなかった。そのために、城内道が不明な箇所では、現在利用している園路をそのまま利用し整備する(第19図)。B地区とE地区では調査で明らかになった城内道のルートを整備するとともに、現在の園路もA地区と同様に活用する。園路の整備方法の詳細は基本設計、詳細実施設計によるが、現段階では養生(不織布)シートにウッドチップを敷きならし、両側には遺構に影響のない深度で開渠を設置し、雨水対策をとることとする。

園路の延長は、城内道を復元した岩館北虎口ー東虎口ー殿屋敷表虎口で $L\approx 310\text{m}$ 、弁天虎口ー表虎口で $L\approx 100\text{m}$ 、現園路と重複する殿屋敷表虎口ー城戸虎口前の小門で $L\approx 160\text{m}$ 、東虎口ー中曲輪東土塁削平地(現登山道入り口)で $L\approx 130\text{m}$ で、園路幅は城内道に合わせ4~6mとする。ただし、現園路については現況に合わせて幅を決めることとする。また、城内道と現園路は来訪者が区別できるように表示方法を工夫する。

施設整備計画 表虎口前の殿屋敷南堀に架かる木橋は、工事に仮設した土橋を撤去した後に設置する。前述のとおり堀跡の現地表面下90~100cmには橋脚6本(第II章写真9)が埋設保存されているため、設計・工事に際しては事前に再発掘調査を実施し、橋脚確認深度と橋脚位置を確認する。

サインと説明看板は、上記整備が一通り完了したのちに必要箇所に設置する。

確認調査 園路整備に向けて、E地区(中曲輪)では令和2年度の継続調査を行い城内道の確認に努める。また、B地区でも同様の目的で弁天虎口から表虎口の間での確認調査を実施する。両地点の調査終了後、『平林城跡Ⅳ』を刊行し、調査成果をまとめる。

第9表 第3次整備事業実施計画 (R3～7)

メニュー		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委託	基本設計		園路・木橋 表虎口・看板			
	実施設計		園路(殿屋敷)	殿屋敷表虎口 木橋設置	園路(北虎口～中 曲輪～弁天虎口)	
工事	植生管理		岩館・同北側 遺構顕在化	要害主体部等 眺望確保		
	遺構整備	殿屋敷東土塁 復元			殿屋敷表虎口 整備	
	園路整備 (雨水処理含)			殿屋敷		北虎口～中曲輪 ～弁天虎口
	施設整備				木橋設置	サイン・ 看板設置
発掘調査		中曲輪	殿屋敷南堀			
報告書		発掘調査報告書 『平林城跡Ⅳ』				整備報告書

史跡平林城跡
第 3 次整備事業実施計画
(短期計画要約版Ⅲ)

令和 3(2021)年 3 月 31 日発行

編集・発行 新潟県村上市教育委員会